

公益財団法人大阪府学校給食会 食育教材貸出事業実施要項

1 目的

公益財団法人大阪府学校給食会（以下「給食会」という）が保有する食育及び衛生教材（以下「教材」という）を関係者に貸出し、大阪府内の食育推進並びに学校給食の普及充実に支援することを目的とする。

2 貸出対象者

貸出対象者は、各市町村教育委員会学校給食主管課長、学校給食実施各国・府・私立・市町村立学校長、各市町村立学校給食共同調理場長及びその関係職員並びに給食会が適当と認める者とする。

3 提出書類

教材の貸出しを希望する者は、給食会に対して事前に電話で申し込み、借用書（様式1）を提出し返却時に使用報告書（様式2）を提出すること。また、借用書の内容に変更が生じた場合は、速やかに給食会に連絡のうえその指示に従うこと。

4 貸出料

貸出料は原則として無料とする。

5 貸出期間

貸出期間は原則として2週間以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、期間延長については給食会と協議のうえ決定する。

6 搬送料

教材の貸出・返却にかかる搬送費用については、原則として給食会が負担する。

7 貸出対象教材等

貸出しの対象となる教材は、給食会が別に定める。

8 借用者の管理責任

借用者は、教材に関して責任を持って管理し、返却期日を厳守すること。

9 事故発生時の処理

- (1) 借用者が教材を汚損、破損または亡失させた場合は、速やかに給食会に連絡し、その指示に従うものとする。
- (2) 前項の場合において、故意又は重大な過失により教材を損傷し、又は亡失したものと認めるときは、その損失の弁償を求めることができるものとする。

10 その他

貸出後、この要項の事項以外で不測の事象が発生した場合は、給食会と借用者が協議のうえ決定する。

附則

- この要項は、平成24年4月1日から施行する。
- この要項は、平成25年4月1日から施行する。
- この要項は、令和3年4月1日から施行する。